

報道機関配付資料 安城市

件名 安城市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届出制度を導入します。

令和6年3月27日

安城市では、誰もがその生き方を否定されず、個人として尊重され、自分らしく生きることができる社会の実現のため、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届出制度を開始します。

記

1 制度導入日 令和6年4月1日

2 制度概要

この制度は、性的少数者や事実婚の方など、性別に関わらず、互いを人生のパートナーとして、日常生活において継続的に協力し合うことを約束した関係にあると宣誓したことを市に届出し、それを市が証明する制度で、子どもを含めて家族としてファミリーシップを宣誓することができます。

3 宣誓の届出をすることができる方

(1) パートナーシップの宣誓の届出をするとき

- ・双方が成年であること（満18歳以上）
- ・少なくとも一方が安城市民、又は宣誓の届出の日から3か月以内に安城市へ転入予定であること
- ・双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと
- ・双方とも、他の方とパートナーシップ関係にないこと
- ・お互いに近親者でないこと（ただし、養子縁組をしたことにより近親者になった場合は除く。）

(2) ファミリーシップの宣誓の届出をするとき

- ・ファミリーシップ対象の子どもは一方又は双方と生計が同じであること

問い合わせ 安城市役所 市民協働課

電話（直通） 0566-71-2218



安城市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。